

自分で育てる年金！

中央ろうきん

〈中央ろうきん〉の

iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称[イデコ]

iDeCoは3つの税制優遇！

〈中央ろうきん〉で、はじめてみませんか？

1

掛金全額
所得控除

2

運用益も
非課税で再投資

3

受け取るときも
大きな控除

iDeCoの掛金(拠出額)は全額所得控除になります！

iDeCoの掛金は、全額が所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、課税対象額が少なくなりますので節税効果(所得税・住民税の軽減)があります。

【例：所得税・住民税の軽減効果】

給与収入 (年収)	掛金拠出額		所得税軽減額 (年額)	住民税軽減額 (年額)	合計軽減額 (年額)
	年額	月額(均等)			
300万円	60,000円	5,000円	3,000円	6,000円	9,000円
	144,000円	12,000円	7,300円	14,400円	21,700円
	240,000円	20,000円	12,200円	24,000円	36,200円
	276,000円	23,000円	14,000円	27,600円	41,600円
600万円	60,000円	5,000円	6,100円	6,000円	12,100円
	144,000円	12,000円	14,700円	14,400円	29,100円
	240,000円	20,000円	24,500円	24,000円	48,500円
	276,000円	23,000円	28,100円	27,600円	55,700円

※労働金庫連合会作成のろうきんiDeCoスペシャルサイト「節税シミュレーター」より2025年12月時点における税制・関係法令等に基づき算出しています。条件により結果が異なります。

※上記試算例は年齢40歳未満の方で、「社会保険料控除額は年収の14.70%」、「基礎控除以外の人的控除(配偶者控除・扶養控除等)がない」、「その他の所得控除がない」、「住宅ローン控除の適用がない」等、一定の前提による概算額です。※掛金拠出額は、加入資格により上限が異なります。※課税対象となる所得がない専業主婦(夫)等(第3号被保険者)には、所得控除の適用はありません。(iDeCo掛金を配偶者の所得控除適用対象とすることはできません。)

※掛金の納付方法により所得控除の適用方法が異なります。(口座振替の場合、年末調整または確定申告により所得税が軽減されます。給与天引きの場合、あらかじめiDeCo掛金を除いた所得額に応じた所得税が毎月の賃金から控除されます。)

※住民税は、当年の所得額をもとに翌年の税額が計算される方式(前年課税方式)のため、iDeCoに加入した翌年6月～翌々年5月までの税額が軽減されることになります。

〈中央ろうきん〉iDeCoの特徴

シンプルかつ低コストの商品ラインアップ

✓ 選びやすい商品数

元本割れリスクのない元本確保型商品

「定期預金3商品」

長期間の運用に適した信託報酬が低水準

「投資信託15商品」

計18商品を取りそろえています。

定期預金

〈1年・5年・10年〉

投資信託

国内株式

国内債券

国内リート

バランス型
〈6商品〉

外国株式

外国債券

外国リート

投資信託商品のポイント

全てインデックス型商品なので「信託報酬額」が低い!

手数料
にも
着目!!

今なら、うれしい特典♪

〈中央ろうきん〉iDeCo 特割キャンペーン 2027年3月まで延長!
運営管理機関手数料を月額50円引下げ!

2017年1月以降のご加入者・運用指図者ならどなたでも!

※キャンペーン期間は、2027年3月までとなります。※実際の運営管理機関手数料の引下げは、2027年4月掛金拠出分までとなります。
※2017年1月以降に取扱開始した「中央ろうきんiDeCo(個人型年金プラン)」「(新プラン)」の加入者および運用指図者がキャンペーンの対象となります。※2017年1月以降の新プランへのプラン変更者、企業型確定拠出年金からの移換者および他行・他社からの運営管理機関変更者等も対象となります。※2016年12月末で新規受付を終了した「中央労働金庫個人型年金プラン」(旧プラン)の加入者・運用指図者は対象外となります。

iDeCoをもっと詳しく知りたい方は、こちら!



動画でわかりやすく解説しています!

〈中央ろうきん〉の商品紹介サイトからチェック!

こちらから▼



“新規加入 希望者向け”動画



オンラインでもご相談いただけます!

オンライン相談の詳細・ご予約はこちらから



iDeCoお申込みにあたっての留意事項

●iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。●障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(通算加入者等期間が10年に満たない場合、給付を請求できる年齢は通算加入者等期間に応じて繰り下がります。また、75歳到達により、それまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。)●投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。●ご転職・ご退職・雇用形態の変更等により、iDeCoに登録されている「国民年金の被保険者種別」や「企業年金等(他年金)」の加入状況等に変更がある場合、速やかにお手続きをお願いいたします。お手続きが行われていないと、掛金拠出が停止される場合がありますので、ご注意ください。
※別途ご用意しているリーフレット等で詳細をご確認ください。※本チラシは作成時点における税制・関係法令等に基づき作成しております。※今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。※個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご確認ください。※詳細については〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。

作成日2026年1月5日

お問い合わせ・ご相談は

CONTACTセンター 0120-383-837

受付時間/平日9:00~19:00、土日10:00~17:00、祝日は休業

中央ろうきん

